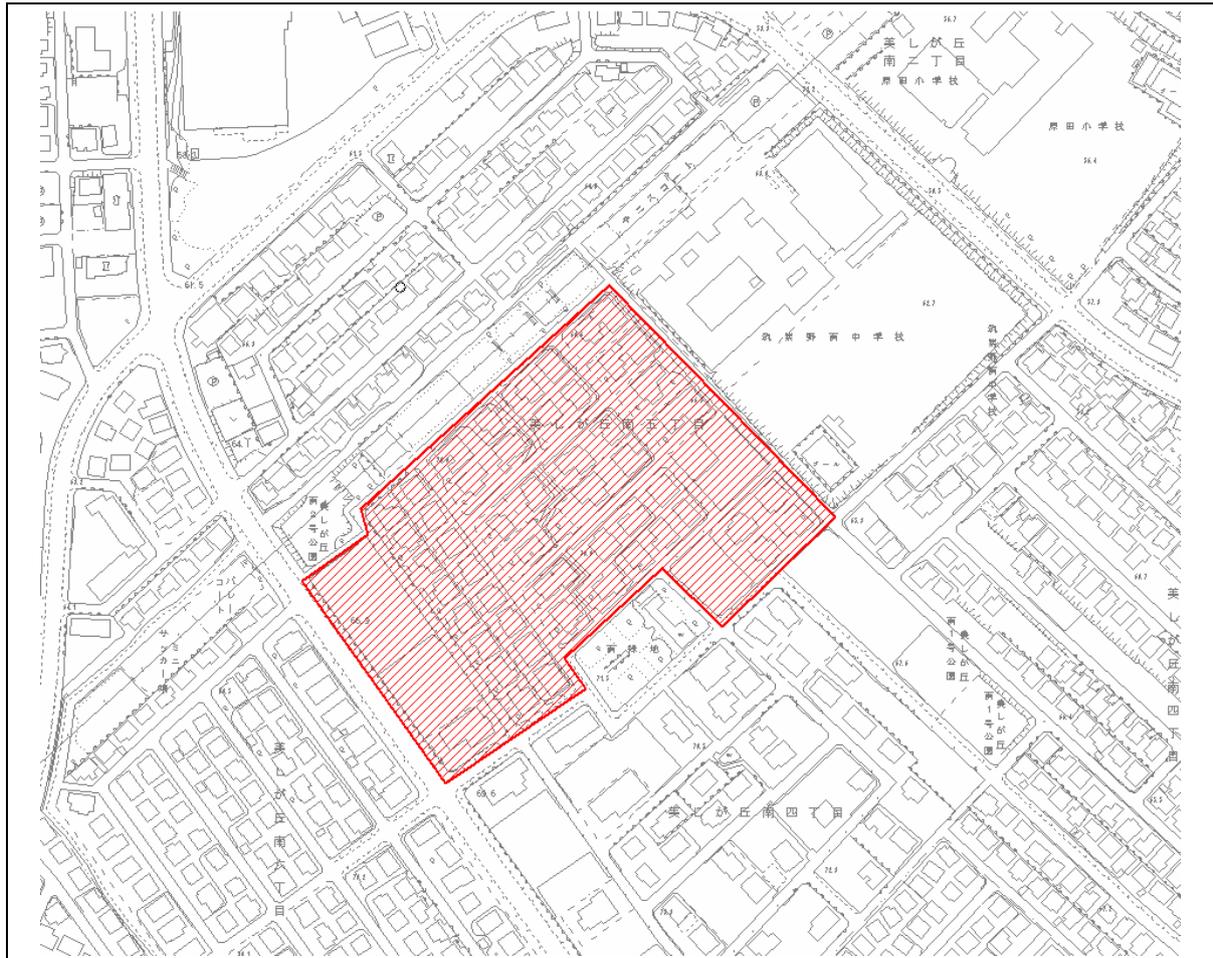


## ○美しが丘 A 地区建築協定区域図



## ○建築協定の概要（美しが丘 A 地区建築協定書より抜粋）

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途および形態は、協定認可公告後は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は一戸建個人専用住宅（2世帯住宅を含む）とする。
- (2) 建築物の高さは、地盤面から10メートルを越えないものとする。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
- (3) 区画の敷地を分割して利用できないものとする。ただし、親子、兄弟が共同で一区画を利用する場合は、この限りでない。
- (4) 地盤面を変更することはできないものとする。
- (5) 道路境界線と建物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は2.5メートル以上とする。ただし、建物に付属する車庫及び出窓、冷暖房機等は建物の外壁等とはみなさないものとするが、道路境界線より1.5メートル以上離すものとする。
- (6) 地階を除く階数は2以下とする。
- (7) 道路境界沿いは生垣とし、ブロック塀その他これに類するものは禁止する。